

根拠法令条項一覧

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の施行に伴う防衛省関係省令の整備等に関する省令根拠法令条項

法令名	条項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 140 号）	第 22 条第 3 項及び第 4 項、第 23 条第 6 項、並びに第 25 条第 2 項（土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 65 条第 3 項を準用）
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和 36 年法律第 215 号）	第 4 条
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）	第 24 条の 6

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令根拠法令条項

法令名	条項
国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）	第 18 条第 6 項及び第 19 条
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 140 号）	第 14 条第 1 項（土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 131 条第 1 項を適用）、第 22 条第 1 項及び第 4 項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和 27 年法律第 243 号）	第 3 条第 3 項
日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和 28 年法律第 246 号）	第 2 条第 3 項
自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）	第 42 条、第 43 条、第 49 条及び第 105 条第 6 項
行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）	第 40 条及び第 42 条
防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）	第 14 条第 3 項
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）	第 11 条第 1 項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）	第 4 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 13 条第 1 項から第 3 項まで、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 16 条第 3 項並びに第 19 条
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）	第 13 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項から第 3 項まで、第 24 条第 3 項、第 28 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 35 条、第 37 条

	第 1 項、第 39 条第 1 項及び第 2 項、第 40 条第 2 項、第 41 条並びに第 43 条
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成 16 年法律第 113 号）	第 14 条第 1 項及び第 15 条第 4 項（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 103 条第 10 項を準用）
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）	第 29 条第 1 項（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 13 条第 2 項、第 26 条第 2 項、第 28 条第 2 項及び第 37 条第 2 項を適用）
自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）	第 78 条第 1 項及び第 85 条
駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和 33 年政令第 131 号）	第 11 条第 2 項
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成 7 年政令第 252 号）	第 2 条第 3 項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）	第 11 条第 2 項及び第 14 条第 2 項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）	第 33 条第 2 項
自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）	第 77 条第 3 項及び第 79 条第 1 項